

平成 19 年 11 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 19 年 11 月 16 日（金） 午前 9 時 00 分

2 出席委員

奥寺 康彦	委員長
出光 ケイ	委員
齋藤 道子	委員
三浦 溥太郎	委員
永妻 和子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部長総務課長	長澤 潤
管理部長学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部長教職員課長	阿部 信行
管理部長総合高校担当課長	井上 昭
管理部長学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
美術館美術館運営課長	森山 武

4 欠席説明員

生涯学習部学校教育課長	渡辺 浩
自然・人文博物館博物館運営課長	柳田 泰光

5 傍聴人 なし

6 議題及び議事の概要

○委員長 開会を宣言

○委員長 本日の会議録署名人に出光委員を指名した。

○教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

平成 19 年 10 月 26 日から本日までの所管事項についてご報告いたします。

はじめに 11 月 3 日の祝日に、群馬県高崎市倉渕地域（旧倉渕村）で行われた、烏川溪谷ロードレース大会についてです。この大会は旧横須賀市民休養村「はまゆう山荘」の開設を契機に平成元年から開催され、毎年市民選手団を派遣して倉渕地域と交流を深めております。当日は快晴の下、本市代表として 16 名の選手が出場しました。私も選手団と同行し、15 km の部のスターターを務めてまいりました。特に 15 km の部は標高差 270m の厳しい山間コースでしたが、本市選手団は、見事「一般男子 15 km の部」と「一般女子 5 km の部」で優勝するなど、好成績を挙げてまいりました。

続きまして各種会議への出席についてです。はじめに神奈川県市町村教育委員会連合会についてです。11 月 1 日に平塚市で開催されました、この連合会の研修会に出席してまいりました。当日は県下 33 市町村の教育委員の方々など 150 名を超える参加者があり、教育関連 3 法の改正について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を中心に、文部科学省の初等中等教育企画課 堀野課長補佐の講義がありました。この講義の内容詳細については、本日の定例会終了後に予定しております研修会の中で、お話をさせていただきます。また神奈川県市町村教育長会連合会の総会が 11 月 7 日に海老名市で開催されました。当日は県下の教育長が一堂に集まり、県教育委員会に対しての要望を行ったほか、その後、県教育長も交え、他市町村の教育長と意見交換を行ってまいりました。また 11 月 14 日には三浦半島地区教育長協議会総会が葉山町で行われました。特に近隣自治体とは教育行政の様々な側面で関連がございますので、やはりこの会議においても、より具体的な内容での情報交換を行ってまいりました。

最後になりますが、教育委員の行政視察についてご報告いたします。

11 月 4 日、5 日に教育委員 5 名で石川県金沢市を視察してまいりました。金沢市は本市と同じ中核市であり、小中一貫英語教育を行っていること、また金沢 21 世紀美術館を有するという点で、今回の視察先といたしました。

初日は金沢 21 世紀美術館を訪問しました。本市では今年度いよいよ横須賀美術館が開館し、これまでの来館者数は順調に推移しております。しかし全

国には、ライバルとなる美術館が公営、民営併せ多数あります。今後はいかに運営し、他の美術館との差別化を図っていくかが肝となることから、今回は平成16年10月の開館から3年を経た金沢21世紀美術館の運営を参考とするため、展示などを見てまいりました。

2日目は、はじめに金沢市立中央小学校を訪問し、英語の授業を見せていただきました。金沢市は小中一貫英語教育特区に認定され、平成16年度から市内のすべての市立小中学校において小中一貫英語教育を実施しています。続いて金沢市教育委員会に伺い、石原多賀子教育長をはじめ、職員の方々と、教育行政に関する意見交換を行いました。

教育委員会の取り組みは、地域の特色やニーズを生かし、自治体によって様々です。今回直接、他の自治体の教育現場を視察し、参考となる事例を見聞きしたことで、今後は、これらの取り組みを参考とし、本市の教育施策に生かしていきたいと考えております。

以上です。

(奥寺委員長)

自分も参加し、小中一貫英語教育特区が興味深かった。先駆的な取り組みでなくても、何か新しいことに取り組むという姿勢が大切である。とても良い参考事例を見学できたと思う。

(他に質問等なし)

日程第1 議案第45号『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第45号についてご説明いたします。議案第45号は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中、第3条第1項第1号別表第1(教育職給料表)及び第3条第1項第2号別表第2(中学校任期付教育職給料表)を、併せて一般行政職に準じて改定するため、この条例を改正するものでございます。

13ページをお開きください。13ページから18ページまでが、現在使っております別表第1の教育職給料表でございます。続きまして、19ページをお

開きください。19 ページから 24 ページまでが、現在使っております別表第 2 の中学校任期付教育職給料表でございます。これらの給料表を、教育職給料表については 1 ページから 6 ページ、中学校任期付教育職給料表については 7 ページから 11 ページにある給料表に改定するものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。本市の教育職給料表は、県の教育職給料表に準拠しております。県は県人事委員会の勧告を受け、初任給を中心とした若年層に限定して給料表の引上げ改定を実施予定でございます。

本市教育職におきましては、一般行政職の給与改定実施と時期を同じくするため、県教育職給料表に準拠した給料表の改定を実施するものでございます。

改めまして、13 ページをご覧ください。今回の改定は、初任給を中心とした若年層に限定しての引き上げでございます。現行の教育職給料表における 1 級の 1 号は 147,000 円、2 級の 1 号は 162,400 円、3 級の 1 号は 286,100 円、4 級の 1 号は 414,500 円となっております。この金額を 1 ページの新給料表と比較しますと、1 級の 1 号は 148,800 円で 1,800 円の増額、2 級の 1 号は 164,400 円で 2,000 円の増額、3 級の 1 号は 286,300 円で 200 円の増額、4 級の 1 号は 414,500 円では変化はございません。このように、すべての給料月額が変わるものではございません。増額する範囲は、教育職給料表の 1 級については 1 号から 64 号まで、2 級については 1 号から 56 号まで、3 級については 1 号から 4 号までとなっております。4 級については、増額はございません。中学校任期付教育職給料表におきましては、1 号から 56 号までが増額となります。

続きまして、25 ページをご覧ください。25 ページ及び 26 ページは改定に係る資料となっております。25 ページは、改定前と改定後の給料月額の平均で比較をしたものでございます。I の給料表全体比較は、給料表ごとの比較でございます。教育職給料表につきましては、1 級は、改定差額が 708 円、改定率は 0.26% となります。2 級は、改定差額は 520 円、改定率は 0.15% となります。3 級は、改定差額が 7 円、改定率は 0.002% となります。4 級は、改定がございません。1 級から 4 級までの全体の平均では、改定差額は 408 円、改定率は 0.12% となります。中学校任期付教育職給料表につきましては、改定差額が 579 円、改定率は 0.17% となります。両給料表全体の平均では、改定差額が 451 円、改定率は 0.13% となります。

次に、II の対象者分布比較をご覧ください。こちらは、現在、在職する教育職員を対象とした比較でございます。上段は教育職給料表を適用する教育職のうち、高校の在職者のみを対象としたものです。1 級は助教諭、講師でございまして、該当職員はおりません。2 級は教諭で 80 名おきまして、現行

の平均給料月額が413,400円でございます。改定後の平均給料月額は413,415円となりますので、改定差額は15円、改定率は0.004%となります。3級は副校長、教頭で3名おりますが、3名とも増減はございません。4級は校長ですが、こちら増減はございません。中段は、同じく教育職給料表を適用する幼稚園の在職者のみを対象としたものですが、こちらは増減はございません。下段は中学校任期付教育職給料表を適用する在職者で、現在5名おりますが、現行の平均給料月額は321,220円でございます。改定後の平均給料月額は321,860円となりますので、改定差額は640円、改定率は0.2%となります。右下の表は、高校、幼稚園、中学校任期付すべての教育職の平均となっております。

26ページをご覧ください。こちらは、平成19年4月1日時点での在職者の分布表でございます。各級号給における教員の在職者数及び給料月額を表わしております。高等学校2級の一番上の欄をみますと、2級48号には在職者が1名おり、改定前の給料月額が272,500円でございます。給料総額とは、給料月額に人数を乗じた金額でございます。同様に全体をみますと、今回の給与改定における該当者は、高等学校が2級48号給の1名、中学校が36号給及び51号給の2名となります。

11ページ、12ページをご覧ください。こちらには、附則とありますが、これは改正に伴う施行、適用日、給与内払いについてのものがございます。

以上で説明を終えさせていただきます。

(出光委員)

改正内容と直接は関係ないが、資料によると幼稚園の教諭は6名しかいないのか。

(生涯学習部長)

そうです。

(出光委員)

園児数は。

(生涯学習部長)

諏訪幼稚園が25名、大楠幼稚園が35名である。

(奥寺委員長)

教諭数は少なくないのか。

(生涯学習部長)

諏訪幼稚園は、兼務している園長、教頭、養護教諭と教諭3名の計6名、大楠幼稚園は、兼務している園長、教頭及び非常勤の養護教諭と教諭3名の計6名で運営している。

特に質問、討論なく、採決の結果、議案第45号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第2 議案第46号 『異議申し立て事件に対する決定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第46号の「異議申し立て事件に対する決定について」についてご説明いたします。

本件は横須賀市教育委員会が請求者に対して行った保有個人情報の部分訂正決定処分について異議申し立てがあったため、横須賀市個人情報保護審査会に諮問したところ、同審査会から別添資料のとおり答申を得たので、請求者に対し別紙のとおり決定を行うというものです。

本件の概要につきまして別添の答申書を参考に説明いたします。まず、答申書1ページをご覧ください。本件の異議申し立ての対象とされた保有個人情報とは、2にありますように、教職員の人事評価に係る事務に関する校長の不適切な処理について、横須賀市教育委員会が、神奈川県教育委員会に提出した事故報告書でございます。

本件事案の経過ですが、1ページ下の「4 異議申し立ての背景及び経緯」に記載されておりますが、簡単に説明します。この事故は、平成17年度の校長が教員に対して行った人事評価にかかわり、校長の不適切な処理があったというものであり、そのことについて、2ページの(8)にあります。平成18年6月15日に市教委として県教委に事故報告書を提出しました。(9)6月16日に、その事故報告書について保有個人情報開示請求がなされました。(9)7月4日づけで、市教委は、事故報告書に記載された校長の「年齢」「職員番号」「学校長としての見解」の一部及び事故報告書に添付された「反省文」を不開示とし、部分開示決定を行いました。(10)平成19年1月10日、申立人より、再び、同じ事故報告書について、保有個人情報開示請求が行われ、(11)1月24日、市教委は、7月4日と同様の部分開示決定を行い

ました。3 ページ (12) 1 月 29 日、申立人は、市教委から部分開示された事故報告書について、29 項目に渡る保有個人情報訂正請求を行いました。(13) 3 月 28 日、市教委は 29 項目のうち、1 項目についてのみ訂正を認め、その他の部分については不訂正と決定しました。(14) 3 月 30 日、申立人は、本件処分に不服があるとして、異議申立書を提出しました。それを受け、市教委は、4 月 26 日、横須賀市個人情報保護審査会に諮問いたしました。

申立人の主張は、3 ページの 5 の (1) の①にあるように、報告書の記載が正確でないとの理由で、②のアから 6 ページのフまでの 28 項目に及ぶものです。

市教委の見解は、6 ページ (2) ①②に記載されているとおり、報告書は、関係者に事実確認を行ったうえで作成したものであり、申立人に対し、事前に文案を見せ、確認してもらっており、6 月 1 日には「事実経過」の部分を読み上げて確認しており、その時には、今回の訂正請求の内容のような意見は申立人からはなかった。また、今回の訂正請求の内容は、事実に対する評価の記載の追加又は変更を求め、もしくは新たな事実の記載の追加又は削除を求めているものであり、訂正する理由がないというものであります。

審査会の判断としては、7 ページの 6 以下に記載されていますが、8 ページ (2) には、ア～フの 28 項目の内、エとサが訂正請求対象情報としての該当性があるとしています。それ以外の部分は、訂正請求対象情報としての該当性が無いとしています。

訂正の要否について 8 ページ (3) に記載されていますが、エについては、削除しなければならないほどの必要性が認められないとのことであり、サについては、一部修正したうえで挿入することが必要であるとの判断が下され、1 ページに戻りますが、1 にありますように、審査会の結論として、3 月 27 の記述について、訂正すべきであり、その他の部分については、不訂正が妥当であるとの内容であります。

訂正内容は、11 ページにあるとおりでございます。

市教委は、審査会のこの答申を受け、審査会の結論どおり、一部訂正をするというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議ください。

(出光委員)

審査会の審議期間はどの程度か。

(教職員課長)

資料 12 ページの経過のとおり、平成 19 年 3 月 30 日に異議申し立ての提起

があり、最終の審議は平成 19 年 10 月 5 日である。

(出光委員)

本件に関し、熟慮の末の結果ということでよろしいか。

(教職員課長)

そのとおりです。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 46 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 3 議案第 47 号 『コミュニティセンター条例制定議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第 47 号

「コミュニティセンター条例制定議案の提出について」ご説明いたします。公民館・地域自治活動センターの一元化と各行政センターによる管理運営とすることで、平成 18 年 8 月及び 11 月、19 年 5 月の教育委員会定例会においてもご報告させていただいておりますが、パブリックコメントを経て、このたび、コミュニティセンター条例の制定議案が市民部から提出されます。

この条例案の中では、これまで公民館で行なってきました社会教育法による事業を規定しており、条例案作成に当たっては、市民部と協働で行なってきました経過から、この定例会で議案として提出をさせていただいております。

教育委員会にかかわりのある部分の第 1 条及び第 3 条についてのみ、ご説明をさせていただきます。

第 1 条では、「市民に自治活動の場を提供し、又、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の連帯、生活文化の振興及び福祉の増進を図り、もって魅力ある地域社会の形成に質するため、本市にコミュニティセンターを設置する。」というように規定しております。

この部分は、社会教育法第 20 条（公民館の目的）の趣旨にそって規定されております。また、第 3 条では、コミュニティセンターで行う事業について記載しております。

(1) では、「センターを自治活動及び生涯学習の利用に供する事業」と規定し(2)では、「定期講座、講習会、講演会等を開催する事業」(3)では、「自治活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事業」と規定しており、これまで公民館で行ってまいりました事業を引き続き実施するようになっております。

5 ページをお開きください。中段になりますが、このコミュニティセンター条例は、市議会での議決をいただきますと、附則 1 にありますように、平成 20 年 4 月 1 日からの施行となります。また、2 の(1)に記載されておりますように、コミュニティセンター条例の制定により「公民館条例」が廃止されることとなります。本定例会でご議決いただきますと、12 月に開催されます市議会定例会において、コミュニティセンター条例制定議案として、冒頭に申し上げましたとおり、市民部から議案として提出されることとなります。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

(齋藤委員)

公民館からコミュニティセンターとなることで、これまでと何が変わってくるのか。

(生涯学習課長)

施設の利用実態を調査したうえで規定を改めていく。例えば、これまで公民館は設備の点検や清掃のため、第 3 日曜日が休館日であったが、コミュニティセンター移行後は、点検清掃等の日時等を見直すことで、年末年始以外は開館する。一方でこれまで公民館と地域自治活動センターは閉館時間が異なっていたが、閉館時間を統一し午後 9 時とする予定である。

(三浦委員)

現在公民館に設置されている図書室の閉室時間は午後 5 時のままなのか。

(生涯学習課長)

公民館の図書室は幼児、小児向けの施設であり、成人向けの書籍は少ないので、コミュニティセンターとなっても現状のままの時間帯で運営していく予定である。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 47 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

(委員長) 報告事項を聴取することを宣言

報告『市立小・中学校の適正配置に関する地域別協議会の設置状況について』

(学校再編担当課長)

市立小・中学校の適正配置に関する地域別協議会の設置状況についてご説明いたします。この地域別協議会は、8月の教育委員会定例会でご議決いただきました、市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画に基づき、追浜、鴨居、佐原の3箇所を設置し、10月末から11月にかけて第1回目の地域別協議会を開催いたしました。各協議会では、この協議会の位置づけや、町内会、青少年活動との関連、通学区域の設定、学校選択制による地域の子どもの動向、学校再編検討委員会の位置づけ、児童生徒数の将来推計などについて、議論や質疑応答を行いました。第2回会議は、12月に2箇所、1月に1箇所で開催予定です。今後、会議を重ねるなかで、各委員から具体的な課題に対する改善案を提示いただいたり、事務局案も提示しながら検討を進めていきたいと考えております。

(齋藤委員)

鴨居地域だけ、協議会の役職者に学校関係者が入っている理由は。

(学校再編担当課長)

委員長については互選で決定した。委員長職務代理者については委員長が指名する。鴨居地域の職務代理者の決定も委員長の指名によるものである。

(管理部長)

今回事務局から行った説明には、委員の方々も承知していないような現状もあった。各地域の特性もあり、協議会ごとに委員間で討議を進めていくことが重要と思われた。また各委員が地域代表であるという自負の念が強い。進行度合いも地域によって異なると感じた。

(出光委員)

第1回目の会議時間はどのくらい要したのか。

(学校再編担当課長)

いずれも午後7時開会で午後9時終了を目安に行った。今回開催の趣旨は各地域の実情を伝えるのが目的であったので、所要時間2時間で行った。

(他に質問なし)

報告『横須賀総合高等学校食堂等運営事業者の選考結果について』

(総合高校担当課長)

報告事項にあります「横須賀総合高等学校食堂等運営事業者の選考結果について」と「くりはま花の国温水プール食堂等運営事業者の選考結果について」は、共に教育委員会の所管施設であり関連がありますので私から一括してご報告させていただきます。

本件について、現在、横須賀総合高校及びくりはま花の国プールの食堂等を運営しているフェリー興業株式会社から、会社経営上の理由で、平成20年3月末日をもって総合高校及び花の国プールの食堂等の運営から撤退したい旨の文書を、花の国プールにあっては平成19年6月14日に、総合高校にあっては平成19年6月20日に受領いたしました。

それを受け、教育委員会としては、総合高校及び花の国プールの運営上食堂等は必要であること、撤退日が同一であることなどで総合高校担当課とスポーツ課合同で食堂等運営事業者を選考する方針を立て、それぞれの課において選考委員会を立ち上げました。各課選考委員の構成については、資料2番選考委員会の構成をご参照ください。これら選考委員による第1回合同選考委員会を平成19年9月5日に開催、募集方法等について検討し、食の安全・食育等の関係でどのような業者でも良いということにはならず、総合高校及び花の国プール共に横須賀食品衛生協会に登録している会員の中から募集することとし、平成19年9月10日「募集について」の周知及び「募集要領」の配布を横須賀食品衛生協会に依頼しました。

その結果、花の国プールにあっては11業者、総合高校にあっては10業者の申し込みがありましたので、10月4・5日の2日間にわたり合同説明会を行い、10月23日の申込申請書・企画書提出期限までに花の国プールにあっては2業者、総合高校にあっては4業者からの提出がありました。

それを受け10月29日に第2回合同選考委員会を開催し、書類選考の結果、花の国プールについては2業者、総合高校については3事業者が通過し、11月7日にそれぞれの業者によるプレゼンテーションを行ないました。

プレゼンテーションは、午前中に花の国プールの2業者が花の国プール選考委員に、午後から総合高校の3業者が総合高校選考委員にそれぞれ行い、

各選考委員会において第1候補者を決定いたしました。第1候補者の決定は、資料の3番「運営事業者第1候補者の決定」にありますとおり、各委員のポイント制による合計ポイントの一番多かった業者を選考することとしており、また、総合高校・花の国プール共に最多ポイントを獲得した、神奈川県歯科大学学生・社員食堂の運営実績をもつ「株式会社 枳屋」が第1候補者として選考されました。株式会社枳屋については、資料4番「第1候補者株式会社枳屋の概要について」をご参照ください。

今後につきましては、現在の事業者と今回選考された第1候補者との間で引継ぎをしていただき、総合高校・花の国プール共に平成20年4月1日から新事業者による食堂等の運営を開始する予定であります。

以上で報告を終了させていただきます。

(齋藤委員)

第1候補者のポイントが高かった理由は何か。

(総合高校担当課長)

食に対する会社の考え方、またこれまでの営業実績によるものです。

(管理部長)

審査項目は幾つかあり、全ての項目において高得点であった業者に決定したが、プレゼンテーションでも食に対する安全性やシステム化された処理を熱心に説明されたことである。

(出光委員)

衛生管理の点はどうかであったか。

(管理部長)

衛生点検表の出来が良かった。業者の選考については保健所の協力も得て進めている。

(他に質問なし)

○その他

(永妻教育長)

本日の朝刊にいじめの件数等が掲載されていたが、横須賀市の状況はどうなっていますか。また学習指導要領改訂については国において審議が進め

られているが、内容等の現在の状況について聞かせてください。

(生涯学習部長)

まず、いじめについてですが、これまで一般的には、いじめを①弱いものに対して②身体的、心理的に③継続的に行うものを、発生数として定義していた。これが、平成18年度から当事者がいじめと感じたことで認知数によりカウントするようになった。ちなみに横須賀市は以前から後方で計上していたため、比較的件数が多い結果となっていた。これは先生が生徒をしっかり見ているからこそ成せることである。

なお、いじめ発見のきっかけは、小学校、中学校とも担任の教諭によるものが最も多く、次いで本人、保護者の申し出によるものが続く。解決の方法は、担任の教諭に相談し解決したものが最も多い。

最近インターネットによる誹謗や中傷が増えている。この問題は学校だけでは解決できない。児童生徒が問題のあるサイトへアクセスすることも含め、保護者の啓発や警察との協力も必要である。

つづきまして中央教育審議会による審議結果についてです。現状として「ゆとり」か「つめこみ」か、という話以前に、基礎基本を踏まえ活用する能力が育っていない傾向がある。特に言語能力、これは国語だけに限りません、例えば、社会であればレポートをどう書くのか、理科では観察記録の記載するのかなどを学び、コミュニケーション能力を高めることが。一方で結果として授業時間数が増える傾向がある。具体的には小学校低学年では授業のコマ数が毎日5時間になり、中学校では毎日6時間になる。

(三浦委員)

授業時間数が増える場合、どのくらい前に職員数の増などを計画するのか。

(生涯学習部長)

授業時間数が増えても教員数は増えない。予め特定の学校で試行的に授業時間数を増やし、ノウハウを得ることも考えられる。

(齋藤委員)

インターネットなどを介して、目に見えないいじめが増えている。いじめを受けた児童生徒が訴えやすい環境をどのように構築するかが問題であると思われる。また現状で小学校や中学校への携帯電話の持込については、どのようなになっているのか。

(生涯学習部長)

いじめを訴えやすい環境とは、つまり教師との信頼関係が肝要である。それには児童生徒と触れ合う時間を増やすことが重要だと思われる。また通学区域の範囲など各学校の特性が異なるので、携帯電話の持込の可否は学校によって異なる。ただし指導については携帯電話を持っていることを前提に行っている。

7 閉会及び散会の時間

平成 19 年 11 月 16 日 (金) 午前 10 時 15 分

横須賀市教育委員会

委員長 奥 寺 康 彦